

さいたま市訓令第7号

さいたま市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月20日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令

さいたま市副市長事務分担規程（平成２５年さいたま市訓令第４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(分担事務等) 第２条 副市長の分担する事務は、次のとおりとする。		(分担事務等) 第２条 副市長の分担する事務は、次のとおりとする。	
副市長	担任意務	副市長	担任意務
日野徹	[略]	日野徹	[略]
佐野篤資	都市戦略本部に関する事務（行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務を除く。）、 <u>財政局（資産経営課に関する事務を除く。）</u> 、スポーツ文化局、保健衛生局、福祉局、子ども未来局及び出納室に関する事務並びに固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務	高橋篤	都市戦略本部に関する事務（行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務を除く。）、財政局、スポーツ文化局、保健衛生局、福祉局、子ども未来局及び出納室に関する事務並びに固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務
新屋千樹	都市戦略本部に関する事務（行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務に限る。）、 <u>財政局（資産経営課に関する事務に限る。）</u> 、環境局、経済局、都市局及び建設局に関する事務、農業委員会事務局の職員に補助執行させる事務並びに農業委員会との連絡調整に関する事務	新屋千樹	都市戦略本部に関する事務（行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務 <u>以外の事務</u> にあっては、 <u>副担当</u> ）、財政局（ <u>副担当</u> ）、環境局、経済局、都市局及び建設局に関する事務、農業委員会事務局の職員に補助執行させる事務並びに農業委員会との連絡調整に関する事務
２・３ [略]		２・３ [略]	

附 則

この訓令は、令和７年１０月２３日から施行する。